

利用制限の緩和について（案件）

☆ 規制緩和により使いやすくしてほしいとのご意見に基づいて

阪南市立住民センター条例施行規則（抜粋）

（使用の範囲）

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる場合は、地区住民自治組織が総会、役員会その他の会議に使用する場合とする。

4 条例第3条第2項の規定による使用許可は、同条第1項の規定による使用に支障のない限りにおいて許可する。ただし、次に掲げる場合については、使用を許可しない。

- (1) 専ら営利を目的として使用する時。
- (2) 各種教室、講座等において授業料を徴収して使用する時。
- (3) 体育実技又はそれを伴う講習会等を行う時。
- (4) 危険物、爆発物、火気等を使用する時。
- (5) 長期的かつ独占的に使用する時。
- (6) 特定の宗派、教派又は教団を支援するため使用する時。
- (7) その他市長が不適当と認める時。

ワークショップで頂いた 利用目的（抜粋）	利用制限を緩和した場合の留意事項（課題）
・各種習い事 ・塾以外の教育プロジェクト ・教養講座（先生は住民） ・料理教室 ・趣味・サークル活動 ・健康促進	・営利目的利用 ⇒ 公の施設としての大原則 ・物販や授業料徴収 ⇒ 使用料の問題 ・体育実技等 ⇒ 施設の構造上、内装上の問題 ・料理教室 ⇒ 設備上の問題 ・授業料徴収の伴う定期利用 ⇒ 独占的使用化

○阪南市立住民センター条例（抜粋）

（設置）

第1条 この市における住民福祉の向上と地域社会の振興に資するため、阪南市立住民センター（以下「住民センター」という。）を設置する。

（住民センターの名称等）

第2条 住民センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 市長は、住民センターの名称、位置、供用開始日、構造、面積その他必要な事項を記載した台帳を作成し、これを保管するものとする。

（使用の範囲）

第3条 住民センターは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 地区住民集会その他地区住民の自治活動の場を使用する場合
- (2) 住民相談その他各種行政サービスに使用する場合
- (3) その他第1条の目的を達成するために使用する場合

2 前項に定める場合以外で住民センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第4条 前条第1項の規定により住民センターを使用する場合において、次のいずれかに該当するときは、使用させず、又は使用を停止することがある。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。